

野々市市 形態制限一覧(用途地域ごとの基本的形態制限)

令和4年4月1日現在

	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	外壁等の 後退距離(m)	絶対 高さ 制限 (m)	斜 線 制 限						日 影 規 制 (※4)					
					道 路		隣 地		北 側		対象 建築物	平均地盤 面からの 高さ(m)	時間(hr):(に)欄(2)			
					適用 距離 (m)	勾配	立上り (m)	勾配	立上り (m)	勾配			5m<敷地境 界線からの 水平距離≤ 10m	敷地境界 線からの 水平距離 >10m		
第1種低層住居専用地域	80	50	隣地境界線 より1.0m (野々市市建築 開発指導要綱) (※1) ※2、3	10	20	1.25/1	制限なし		5	1.25/1	軒高>7m 又は 地上階数≥3	1.5	4	2.5		
中高層住居専用地域 (第1種、2種)	200	60					20	1.25/1	20	1.25/1	制限なし	4			建築物高さ >10m	4
御経塚第二 地区計画(G地区)	※3	60														
住居地域 (第1、2種、準住居)	200	60					制限なし ※3	20	1.5/1	31	2.5/1	制限なし				
近隣商業地域	200 300	80					※2、3					制限なし				
準工業地域	200	60					隣地境界線 より1.0m (野々市市建築 開発指導要綱) (※1)					制限なし	20	1.25/1	※3	建築物高さ >10m
市街化 調整区域	下記2地区以外	200	60	制限なし	20	1.25/1	※3	制限なし								
	清金団地 (清金3丁目地内)	200	70	※2、3				制限なし								
	末松ガーデンアイル	80	50	※3				制限なし								

※1 ただし、隣地所有者の同意のあるときはこの限りではありません。

※2 外壁等から河川及び水路(管理堤を含む。)の境界線までの距離を50cm以上確保してください(野々市市建築開発指導要綱)。

※3 地区計画の区域内においては、上表以外の形態制限があります。また、届出が必要です(地区計画については都市整備課(TEL:076-227-6091)までお問い合わせください)。

※4 野々市市建築基準条例第14条による。